

団体貸出利用案内

2018年4月改訂

団体貸出とは

市内の地域文庫、学校、職場団体、社会教育団体、読書団体、そのほか教育委員会が認める団体を対象とし、団体貸出室に所蔵している図書館資料の貸出を行います。

| | |
|-----------|--|
| 登録 | <p>1. 登録方法</p> <p>①来館日時をお知らせください。</p> <p>②団体貸出利用登録申請書を提出してください。申請に対しては責任者が必要です。</p> <p>③その場で貸出券を発行し、当日から貸出できます。</p> <p>貸出券は大切に保管してください。</p> <p>万が一、貸出券を紛失された場合は必ず来館前にご連絡ください。</p> <p>※本館で登録した団体貸出券は、公民館等図書室、本館1階・2階フロアではお使いいただけません。</p> <p>2. 登録の期限と更新</p> <p>3年毎に更新手続きが必要です。</p> <p>団体貸出利用登録申請書の提出を登録の更新とします。</p> |
| 貸出期間 | 2か月以内 ※予約、継続貸出はできません。 |
| 貸出点数 | 300点以内 |
| 貸出・返却 | <p>①3階団体貸出室にて貸出・返却手続きをします。</p> <p>※団体貸出券をお忘れの場合、貸出はできません。</p> <p>②来館日時を前日までにお知らせください。 *台車が必要な方はその旨もお伝えください。</p> <p>③ご来館されたら1階総合カウンターで団体名をお伝えください。</p> |
| 利用時間 | 図書館開館日の10時～18時 |
| 貸出に際しての責任 | <ul style="list-style-type: none">・団体貸出を受けた資料の紛失、汚損・破損等があった場合、登録団体の責任者に資料の弁償をしていただく場合があります。・返却期限を4週間以上過ぎると、貸出停止となります。貸出停止になった場合、すべての貸出ができなくなります。延滞本を返却した翌日から貸出が可能です。 |
| ブックリスト | <ul style="list-style-type: none">・ブックリストは、市立図書館ホームページ→ご利用案内→いろいろなサービス→団体貸出にPDF版で掲載しています。 |

長崎市立図書館

〒850-0032 長崎市興善町1番1号

TEL.095-829-4946 FAX.095-829-4948

開館時間:10時～20時 休館日:火曜日